

## 第1条 目的

調布市では、高齢者が尊厳を保持し、自立した生活を送れるよう支援するための仕組みを、住み慣れた地域の中で実現することを目指している。そのためには、自治体・地域住民に加え、支援・サービスに携わる民間企業や任意団体、住民団体等（以下「企業等」という。）地域を構成する多様な市民が、連携して高齢者を見守り、支援する体制の整備が求められている。また、こうした体制の存在を地域全体で共有することが求められている。

そこで、その体制整備と普及啓発の一環として、シニア及びシニアを支えるご家族・地域のセカンドライフを応援するキャンペーンを行い、協賛企業等のネットワークを構築し、支え合いの地域づくりを推進することで、誰もが尊厳を保持し、自立した生活を送れるようになることを目的とする。

## 第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) シニア

65歳以上の高齢者に加え、定年退職前の方や育児の手が離れた方などの概ね50歳前後以上の方をいう。

### (2) セカンドライフ

第二の人生。これまでの生活の中心であった仕事や家事、育児などに区切りがついたことで始まる新たなライフステージ（就労、ボランティア、趣味活動、地域活動など）のこと。

### (3) 企業等

各種の法人格を有する企業・団体及び自治会や地区協議会、共通の趣味や目的を持った集まりである老人クラブやひだまりサロン等の住民団体をいう。

## 第3条 募集内容

企業等が行う高齢者が自立した生活を送るための支援、サービス、シニアの介護予防や社会参加、地域活動等を支援するための独自の取組や活動を募集する。ただし、指定介護事業者が提供する介護保険法に基づくサービスなどは、対象外とする。

- (1) 調布市見守りネットワーク(愛称「みまもっと」)事業を始めとする見守り活動
- (2) 調布市シェアスペース活用等マッチング制度を始めとする活動場所の提供
- (3) 生活支援サービス(例:買い物配達, 買い物割引, 家事代行, 送迎支援など)の実施
- (4) 活躍の場(例:就労・ボランティア支援, 各種地域活動など)の提供
- (5) 介護予防活動支援(例:専門職による健康相談, 体操の実施や講師派遣など)の実施
- (6) 介護を行う家族等の支援(例:ケアラズカフェ, 認知症カフェなど)
- (7) その他 本事業の主旨に沿うと市長が認めた事業

## 第4条 応募要件

- (1) 企業等で、原則市内に店舗や事業所等があること。なお、市外に店舗や事業所等がある企業等で、調布市のシニアに対して第3条に該当する独自のサービスが行える場合は応募できるものとする。
- (2) 特定の政党もしくは政治的団体または特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。
- (3) 団体等の関係者等が、調布市暴力団排除条例(平成24年6月19日調布市条例第27号)に規定する暴力団及び暴力団関係者、暴力団員等でないこと。

#### 第5条 応募方法

- (1) 応募の際は、所定の登録依頼書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、提出をすること。ただし、第3条第1項については、市長が別に定める協定書も取り交わすこと。同条第2項については、別紙1についても必要事項を記載のうえ、提出すること。
- (2) 応募にあたり、登録依頼書とは別に追加書類の提出を求められた場合、必要な追加書類を添えること。
- (3) 今後、企画・実施する予定のサービスについての応募を行う場合、そのサービスの開始時から、協賛団体であることとし、開始時期が確定次第、所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出すること。
- (4) 応募にあたっては、本要領等を十分に理解したうえで登録依頼することとし、登録依頼書の提出をもって、本要領に同意したものとする。また、審査後、承認された団体等(以下「協賛団体」という。)は、提出した登録依頼書等の情報について、キャンペーンの実施に必要とされる範囲に限り、調布市及び調布市生活支援体制整備事業における市全域の協議体が使用及び公表することに同意したものとし、協賛団体名およびサービス内容等について、本市ホームページ等により公開する。
- (5) 理由の如何を問わず、提出書類は返却しない。
- (6) 審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は登録依頼者が負担する。

#### 第6条 審査

- (1) 審査にあたっては、電話、面談等により実施内容を確認する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。
  - ア 応募資格がないと認めた場合
  - イ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合
  - ウ サービス運営に関し、法令違反が明らかになった場合
  - エ 提出を求めた追加書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
  - オ その他、市長が適当でないとして認めた場合

#### 第7条 応募結果

審査後、応募結果については、所定の文書(第2号様式)にて通知する。

#### 第8条 応募内容の変更

応募時に依頼した内容に変更が生じた場合には、所定の変更届出書(第3号様式)に必要事項を記載のうえ、提出すること。

## 第9条 登録の取消

- (1) 次のいずれかに該当することが判明した場合、市長はキャンペーン協賛団体の承認を取り消すことができる。
  - ア 第6条第2項に該当する場合
  - イ 第12条第2項に掲げる留意事項に反した場合
  - ウ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 協賛団体の登録を取り下げする場合には、所定の取下届出書（第4号様式）に必要事項を記載のうえ、提出すること。

## 第10条 報告

- (1) 年度末に当該年度の活動実績を提出すること。
- (2) サービス利用状況等について報告を求めた場合、必要に応じて報告をすること。

## 第11条 個人情報の取扱い

協賛団体は、知り得たシニア等の個人情報の内容を許可なく本事業以外の目的での使用及び他に漏らしてはならない。また、この登録を取消した後においても同様とする。

## 第12条 留意事項

- (1) 本事業は、市からの補助・補償をする事業ではない。そのため、協賛団体が本キャンペーン協賛の承認に伴い実施するサービス及び審査の結果にかかわらず、生じた問題及び損害の責任は、登録依頼者にあるものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 協賛団体は、市が実施する事業の案内や本事業の広報等について依頼した場合、広く市民に周知するように努めるものとする。ただし、協賛団体が行う営利目的の広報等において、「調布市役所」や「セカンドライフ応援キャンペーン」等の市との関わりを連想させる文言を用いることは認めない。

## 附 則

この要領は、平成31年2月4日から施行する。